

多治見市老朽空き家除却補助事業

老朽化して倒壊等のおそれのある空き家の解体を促進し、市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、多治見市内の空き家の解体費用の補助を実施します。

【対象空き家】 次のすべてに該当する空き家

- ① 昭和56年5月31日までに建築着工したもの
- ② 床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもので、1年以上空き家となっているもの
- ③ 個人が所有するもの（法人・団体の所有は対象外です）
- ④ 所有権以外の権利が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているもの
- ⑤ 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないもの
- ⑥ 空き家再生補助金、建築物等耐震化促進事業補助金を過去に受けたことがないもの



【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 空き家の所有者又は相続人（空き家が共有の場合は、共有者全員の同意が必要）
 - ② 当該空き家が存する土地の所有者又は相続人（空き家所有者全員の同意が必要）
- ※多治見市の市税その他諸納付金の滞納のある方は補助対象外です。

【補助金】

対象空き家及び付属物を除却するために要する額（消費税及び地方諸費税を除く）の
1 / 3（1,000円未満の端数切り捨て）※上限20万円
※同一敷地内の建築物及び附属する工作物全てを除却する必要があります。

【申込方法】

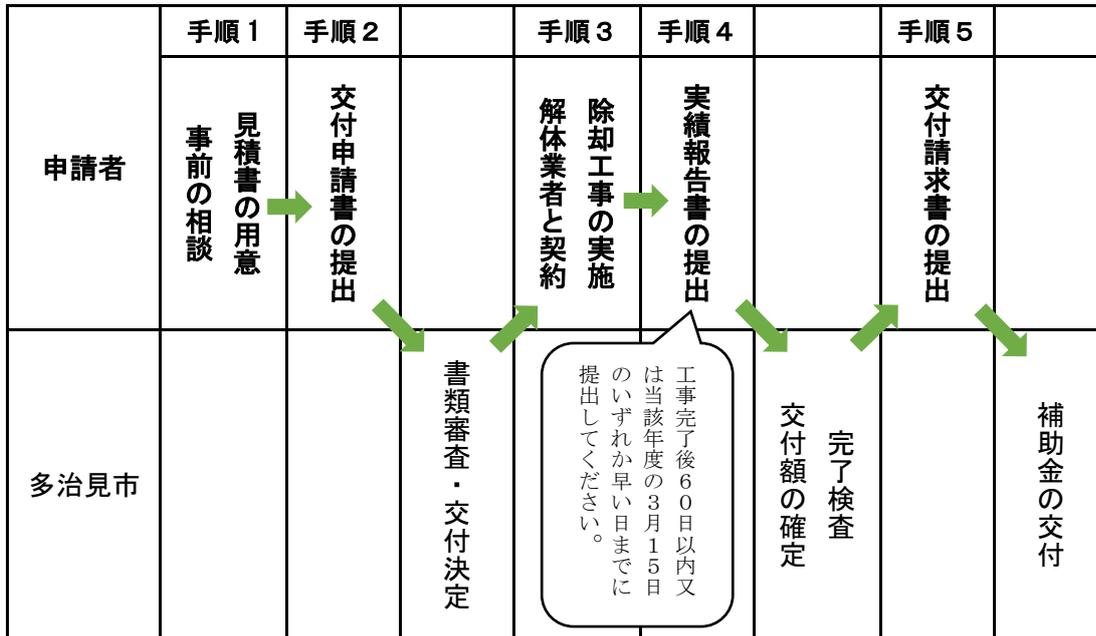
空き家を解体する前（工事着手前）に、交付申請書に必要書類を添付のうえ、建築住宅課の窓口もしくは郵送で提出してください。

※予算の範囲内で、先着順となります。

【問い合わせ・申込み先】

多治見市役所 都市計画部建築住宅課（本庁舎3階）
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地
電話0572-22-1321（直通）

手続の流れ



※ 補助金の交付を受けるには、工事の着手前に交付申請書に必要な書類を添付のうえ、ご提出いただく必要があります。申請を検討されている方は、事前に多治見市役所建築住宅課にご相談ください。

手順1：申請する前に～事前の相談・見積書の用意～

1. 対象老朽空き家かどうか事前の相談

- ① 補助金交付の対象となる空き家かどうかご相談ください。
- ② 必要に応じ、共有者や他の権利者などの同意を取ってください。

2. 見積書の用意

次の事項に留意し、解体業者が作成する見積書を準備してください。

- ① 空き家並びに空き家に附属する工作物、立木等の全部を解体する必要があります。
- ② 解体業者は、建設業の許可（土木、建築又は解体工事業）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業の登録が必要です。
- ③ 建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する必要があります。
- ④ 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事でない必要があります。

手順 2 : 補助金交付申請書

補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の書類を添えて提出してください。
不明な場合は、多治見市役所建築住宅課にご相談ください。

(1) 空き家の所有者が申請する場合

No.	添付書類	備考
1	除却工事に係る誓約書	第 2 号様式
2	空き家の登記事項証明書等	家屋の所有者が確認できる書類
3	付近見取図	空き家の場所が分かるもの（地図等）
4	空き家の外観写真	2 面以上
5	解体工事の見積書の写し	解体業者の記名押印があるもの及び宛名が申請者名義であるもの
6	共有者全員の同意書	空き家が共有名義の場合、共有者全員が除却に同意していることが分かる同意書
7	抵当権、質権その他の所有権以外の権利が設定されていないことが分かる書類	空き家の登記事項証明書等
8	空き家の除却に係る申出書	空き家が未登記の場合に限る

(2) 空き家の所有者の相続人が申請する場合

上記 1～8 に加え

9	相続関係が分かる書類	戸籍謄本等、法定相続情報一覧図の写し等
10	相続人全員の同意書	相続人全員が除却に同意していることが分かる同意書

(3) 土地の所有者（相続人）が申請する場合

上記 1～8 に加え

11	土地の登記事項証明書	土地の所有者が分かるもの
12	空き家所有者全員の同意書	空き家の所有者全員が除却に同意していることが分かる同意書

※土地所有者の相続人が申請する場合、別途、相続関係がわかる書類が必要です。

手順3：除却工事の実施

市からの補助金交付決定通知書（第3号様式）を受け取り後、解体工事の契約及び解体工事を実施してください。

（※交付決定前に解体工事を始めると、補助対象外となります。）

- ① 工事請負等契約書又は請書により解体工事契約を締結してください。
- ② 建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等による解体工事の実施を解体業者に依頼してください。
- ③ 解体工事の実施中及び完了時の内容が確認できる写真が必要です。

手順4：実績報告書の提出

工事完了後60日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第8号様式）に次の書類を添えて提出ください。

- ① 解体工事の工事請負契約書等の写し
 - ② 解体工事の領収書の写し
 - ③ 解体工事の実施中及び完了時の状況が確認できる写真（撮影日を記載してください）
- ※ 実績報告書の提出後、市で書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査を行います。
- ※ 実績報告書の審査後、補助金交付額確定通知書（第9号様式）を郵送します。

手順5：交付請求書の提出

市からの補助金交付額確定通知書（第9号様式）を受け取り後、補助金交付請求書（第10号様式）を提出してください。

- ① 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- ② 市は、補助金交付請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みます。

その他注意事項

- ① 申込は、建築住宅課窓口での提出もしくは郵送で受け付けます。予算の範囲内で先着順となります。
- ② 補助対象者は、空き家（区分所有長屋の空き住戸を含む。）1戸につき、1人となります。
- ③ 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとなります。